「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（案）への意見」

・氏名：一般社団法人日本養護教諭教育学会

　　　　理事長　後藤 ひとみ（女)（大学教員）

・住所：愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1　愛知教育大学

・電話番号：0566－26－2491

・学校教育法施行規則の一部を改正する省令（案）への意見

　学校や教員が直面している課題の多様化・複雑化を鑑みて、学校の働き方改革の推進、ＧＩＧＡスクール構想の実現、医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒への対応などを喫緊の課題と捉え、学校において教員と連携協働する支援スタッフの職務を新たに規定するという改正趣旨に賛同します。

しかしながら、医療的ケア看護職員の名称（第65条の2）、情報通信技術支援員の役割（第65条の5）、教員業務支援員の役割（第６５条の７）について、次のことを要望します。

**１．医療的ケア看護職員（第65条の2）の名称と職務内容について**

医療的ケア看護職員の職務は、「…医療的ケアを受けることが不可欠である児童の個別のケアに必要な支援に従事する」、あるいは「医療的ケアが必要不可欠な児童の個別のケアに従事する」とすべきであり、名称は今回の改正案で新設される「情報通信技術支援員」、「特別支援教育支援員」、「教員業務支援員」と同様に「医療的ケア支援員」（または医療的ケア職員」とすべきである。

また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」をふまえて、医療的ケア支援員となる者は「看護師または介護福祉士その他喀痰吸引等を行うことができる者」であることを改正後の通知等で周知していただきたい。

**【理由】**　医療的ケア看護職員の職務は、保健師助産師看護師法第5条における看護師の定義にある「療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者」と同じであることから、医療的ケア看護職員＝看護師と理解されてしまう。しかし、令和3年6月18日の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について」（３文科初第499 号）では、教育を行う体制の拡充等について（第10条関係）で、「保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとしたこと」に加えて、「看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとしたこと」が述べられており、医療的ケアを行う人材として「介護福祉士その他の喀痰を行うことができる者」も想定されている。

よって、本改正案で「医療的ケア看護職員」の職務が児童の療養上の世話又は診療の補助と規定されることは、介護福祉士等による支援を遮断することになり、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の内容と矛盾する。

　加えて、日常生活における支援について（第 11 条関係）では、「…医療的ケアの実施その他の日常生活において必要な支援を受けられるようにするため必要な措置を講ずるものとしたこと」とあり、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について」（３文科初第499 号）から、療養上の世話や診療の補助を支援スタッフの職務とするという根拠を捉えることはできない。

　本省令の改正趣旨を踏まえることが肝要であり、学校において教員と連携協働する支援スタッフの職務として矛盾や混乱を招くような規定は変更すべきである。

**２．記載順について**

　今回、新たに職務内容を規定する職員については、現行のスクールカウンセラー（第65条の2）、スクールソーシャルワーカー（第65条の3）の後に加えることとし、医療的ケア看護職員（医療的ケア支援員への名称変更を希望）は第65条の4とすべきである。

**【理由】**　現行のスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの規定より前に、敢えて「医療的ケア看護職員（医療的ケア支援員への名称変更を希望）」を加える理由は不明であり、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について」（３文科初第499 号）にも第65条の2に新設する必要性や意図は示されていない。本省令の改正趣旨をふまえれば、第65条の4～7において医療的ケア看護職員（医療的ケア支援員への名称変更を希望）、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員の職務を規定するのが適当である。

**３．情報通信技術支援員（第65条の5）と教員業務支援員（第65条の7）の役割について**

情報通信技術支援員の職務にある「教育活動その他の学校運営」には学校保健の活動が含まれていること、教員業務支援員の職務にある「教員の業務」の教員には養護教諭が含まれていることを改正後の通知等で明確にしていただきたい。

　**【理由】**　すでに学校保健にかかわる諸活動において情報通信技術が活用されていること、教育公務員特例法の第2条第2項によって教員には養護教諭を含むと記されていること、教育職員免許法では第2条第１項で定義されている養護教諭を含む教育職員を教員と称していること、学校における働き方改革の必要性は保健室来室者対応等で多忙な養護教諭も有している課題であることから、情報通信技術支援員や教員業務支援員が担う職務に学校保健活動への支援や養護教諭の業務への支援が含まれることは当然のことである。

　しかしながら、各自治体や各校長の理解と運用を確実なものとするためには、省令改正後の通知等で学校保健活動への支援や養護教諭の業務への支援を明示していただきたい。

以上